平成２３年（フ）第１２０号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入12番地　外山方
債務者　寺倉　章雄
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
三重県桑名市大字小貝須442番地３　グリーンハイツ203号室
債務者　芝田　公美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
三重県四日市市羽津中１丁目２番16号
債務者　岡野　加代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２号
兵庫県姫路市菅生台２番地　県住六角高層住宅１棟102号
債務者　山下　澄江
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県姫路市勝原区宮田127番地27
債務者　鬼塚　　綾
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５号
兵庫県姫路市北条口３丁目12番地１　マーレ北条口202
債務者　本岡　千丈
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県高砂市米田町島265番８　ビラ・ステップⅡ201号、住民票上の住所兵庫県加古川市志方町投松496番地の１
債務者　高橋　信行
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８９号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目８番11号神和荘
債務者　森田　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目221番地姫路白浜第３鉄筋１号棟409号
債務者　石橋　尚美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１００号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里753番地５
債務者　上山　茂樹
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２６号
兵庫県加古川市尾上町池田785番地の７
債務者　大西　道子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２０号
広島市中区小網町６番36号
債務者　矢野　　保
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９２号
広島県廿日市市平良１丁目３番22号
債務者　倉本　雅章
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８４号
広島市佐伯区海老園４丁目８番１―101号
債務者　永本　京子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
広島市安佐南区中筋３丁目33番35―301号
債務者　久保田志保美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０号
広島市安佐北区可部１丁目６番12―２号
債務者　川口　　豪
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５号
広島県安芸郡坂町横浜中央３丁目13番１号
債務者　山本　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
広島市中区西川口町14番21―302号
債務者　太田　敏美
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部